

### <施設の使用に関する処分についての審査請求>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に、瑞穂町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は指定管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

### <利用料金の徴収に関する処分についての審査請求>

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、瑞穂町長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記 1 の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂町を被告として（訴訟において瑞穂町を代表する者は指定管理者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、法の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1） 審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても裁決がないとき。
  - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。